

浦安市耐震改修促進計画

平成 20 年 4 月策定

平成 28 年 4 月改定

令和 4 年 4 月改定

浦 安 市

浦安市耐震改修促進計画

目 次

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模及び被害の状況	3
(1) 想定地震	3
(2) 地震動・液状化	4
(3) 被害量	4
2 耐震化の現状	5
(1) 住宅の耐震化の現状	5
(2) 建築物の耐震化の現状	5
(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状	6
3 耐震化の目標の設定	7
(1) 住宅	7
(2) 建築物	7
4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の情報公開	7
第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
1 基本的な取組み	8
(1) 市民（建築物所有者）の役割	8
(2) 市の役割	8
2 助成制度の設置	8
(1) 木造住宅への取組み	8
(2) 分譲マンション等への取組み	8
3 安心して相談できる環境整備	9
(1) 耐震・耐風相談窓口の設置	9
(2) 木造住宅無料耐震相談会の実施	9
4 耐震改修促進法第6条第3項第2号により規定される道路の沿道建築物の耐震化	9
5 地震時等の建築物の安全対策に関する事業の概要	9
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	9
(2) 各種落下物の対策	9
(3) 天井等の脱落対策	10

(4) ブロック塀等対策	10
(5) 屋根の地震及び強風被害の対策	10
6 密集市街地対策	10
7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	10
8 法による指導及び勧告・命令等	11
(1) 耐震診断義務付け対象建築物	11
(2) 既存耐震不適格建築物	11
(3) 建築基準法による勧告又は命令の実施	11

第4 情報提供に関する事項

1 地震防災マップの公表	12
2 建築物の液状化対策	12
3 情報提供の充実	12
(1) 耐震相談窓口	12
(2) 防災査察等の活用	13
(3) 耐震相談会の実施	13
4 パンフレットの配布	13
5 自治会との連携	14
6 関係団体との連携	14
7 広報紙及びホームページ等の活用	14

資料編

- 資料-1 耐震診断義務付け対象建築物
- 資料-2 特定建築物一覧
- 資料-3 緊急輸送路図

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

浦安市においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」が策定されたことを踏まえ、平成13年3月に「浦安市既存建築物耐震改修促進実施計画」を策定しました。

その後、平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」が策定されたことを踏まえ、平成20年4月に「浦安市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。本市においても最大震度5強を観測するなど強い揺れに加え、埋立地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること、平成28年1月に「千葉県耐震改修促進計画」が改定されたこと等を踏まえ、平成28年4月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大坂府北部を震源とする地震においては、壌に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、国において、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月に同法施行令が改正され、また、令和3年12月に法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」が一部改正され、「千葉県耐震改修促進計画」も改定されることを踏まえ、本計画を改定するものです。

第1 計画策定の趣旨

本計画は、法第6条の規定により作成するものです。法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しや「千葉県耐震改修促進計画」の改定、本市の耐震化の進捗状況を踏まえて、令和12年度を目標とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

本計画の期間は、令和4年度から令和12年度の9年間とします。

なお、本計画において定められた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模及び被害の状況

(浦安市地域防災計画（令和3年度修正）より引用)

(1) 想定地震

浦安市地域防災計画では、国が防災・減災対策の対象とする「切迫性の高いM7クラスの首都直下地震（30年以内に70%の確率で発生）」の様々なタイプのうち、本市の被害が最大となることが想定される、「浦安市直下を震源域とする地表断層が不明瞭な地殻内の地震」を想定地震としています。

また、地震による被害は、季節や時刻によって人的被害、地震火災、避難者などの予測結果に差異が生じるため、季節や発生時期などを考慮して、次の3ケースを設定しています。

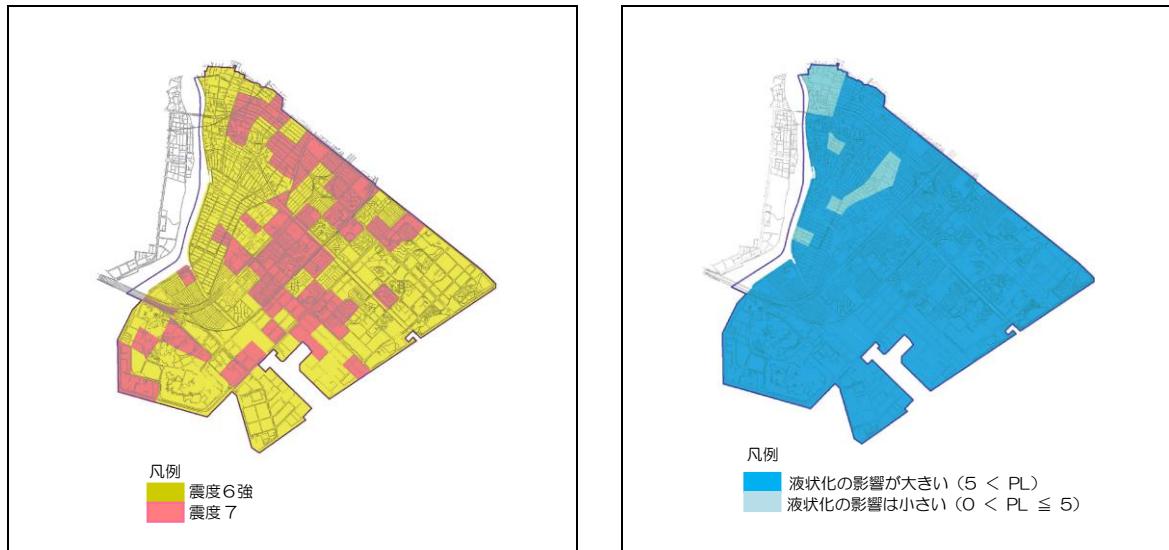
想定条件

震源	浦安市直下地震 震源を浦安市直下約 5.1km、マグニチュードを 7.1 に設定（平成 25 年首都直下地震モデル検討会（中央防災会議）の公表を参考に設定）
発生時期	① 冬季午前5時：多くの人が自宅で就寝しているため人的被害が大きくなる時間帯（阪神・淡路大震災と同じ時間帯） ② 夏季午後0時：外出者が多く観光客などが多い時間帯 ③ 冬季午後6時：火気器具の使用が多く、火災発生率が高くなる季節・時間帯
風速	① 3m/s ② 8m/s

(2) 地震動・液状化

■浦安市直下地震で予測される震度分布

■内陸直下型地震（レベル2）による
液状化危険度分布



「浦安市液状化対策技術検討調査委員会」で検討した地盤調査結果を基に浦安地域をモデル化した上で、内陸直下型地震による「地震動や液状化の影響の程度」を計算したもので、想定した地震が発生した場合でもここに示す結果になるとは限らず、また、地盤改良等の効果については反映されていません。

(3) 被害量

表-1 建物被害量

建物被害	建築物数	全壊棟数	半壊棟数
棟数	18,672 棟	3,436 棟	4,081 棟

表-2 地震火災被害量

地震火災被害	出火件数	炎上出火件数	消火不能件数	焼失棟数
冬 5時	6 件	4 件	2 件	306 棟
夏 12時	10 件	8 件	5 件	733 棟
冬 18時 (風速3m)	42 件	32 件	28 件	3,325 棟
冬 18時 (風速8m)			29 件	3,800 棟

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成30年度の住宅の総数は18,815棟あり、そのうち、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた戸建て住宅が2,704棟、共同住宅等が610棟あります。

住宅全体の耐震化率は、約95%と推計されます。(表-3 参照)

表-3 住宅の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	18,815 棟	832 棟	2,482 棟	15,501 棟	95.5%
戸建て住宅	15,317 棟	747 棟	1,957 棟	12,613 棟	95.1%
共同住宅等	3,498 棟	85 棟	525 棟	2,888 棟	97.5%

*住宅の耐震化率は、国の推計方法により、平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。

*住宅の棟数は、平成30年度末時点の市課税台帳などを基にした推計値です。

*昭和55年以前の住宅で耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅棟数に含めています。

(2) 建築物の耐震化の現状

ア 耐震診断義務付け対象建築物の現状

令和3年度における耐震診断義務付け対象建築物(※)の棟数は、要安全確認計画記載建築物で市有建築物が22棟、民間建築物が3棟であわせて25棟、要緊急安全確認大規模建築物で市有建築物が22棟、民間建築物が4棟であわせて26棟です。

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、100%です。(表-4、表-5 参照)

表-4 耐震診断義務付け対象建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化の現状

区分	総 数	耐震性無	耐震性有	耐震化率
市有建築物	22 棟	0 棟	22 棟	100%
民間建築物	3 棟	0 棟	3 棟	100%
合 計	25 棟	0 棟	25 棟	100%

*棟数及び耐震化率は令和3年3月31日時点の数値です。

表-5 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化の現状

区分	総 数	耐震性無	耐震性有	耐震化率
市有建築物	22 棟	0 棟	22 棟	100%
民間建築物	4 棟	0 棟	4 棟	100%
合 計	26 棟	0 棟	26 棟	100%

*棟数及び耐震化率は令和3年3月31日時点の数値です。

※「耐震診断義務付け対象建築物」とは、以下の「要安全確認計画記載建築物」及び「要緊急安全確認大規模建築物」で、重複するものを含みます。(資料-1 参照)

「要安全確認計画記載建築物」は耐震改修促進法第7条に規定にされる昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、病院、官公署及び災害応急対策に必要な施設など、並びに通行障害既存耐震不適格建築物で、耐震改修を促進することが必要な建築物として、「千葉県耐震改修促進計画」に位置付けられた建築物をいいます。

「要緊急安全確認大規模建築物」は耐震改修促進法附則第3条に規定される昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、病院、店舗、旅館など、不特定多数の者が利用する大規模建築物及び小学校や老人ホームなど、避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物、並びに火薬類や石油類など、一定量以上の危険物を取り扱う大規模貯蔵庫などで政令で定めるものをいいます。

イ 特定建築物の耐震化の現状

令和3年度における特定建築物(※)の棟数は市有建築物が95棟、民間建築物が552棟であわせて647棟です。

そのうち、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた市有建築物が27棟、民間建築物が45棟で、特定建築物全体の耐震化率は、約97%です。

なお、昭和56年以前に建てられた全ての市有建築物については、耐震診断を実施し、その結果耐震性が不足していたもの全てに耐震改修等を実施しています。

(表-6参照)

表-6 特定建築物の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 耐震性有 c	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
市有建築物	95棟	0棟	27棟	68棟	100%
民間建築物	552棟	13棟	32棟	507棟	97.6%
合計	647棟	13棟	59棟	575棟	97.9%

*市有建築物の棟数は、令和3年4月1日時点の数値です。

*民間建築物（法第14条第1号及び第2号に該当）の棟数は、平成31年3月末時点の市課税台帳を基にした推計値です。

*民間建築物（法第14条第3号）の棟数は、令和2年1月1日時点の数値です。

※「特定建築物」とは、耐震改修促進法第14条に規定にされる「特定既存耐震不適格建築物」であり、以下に示すものです。（資料-2参照）

- ① 耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する建築物」
- ② 耐震改修促進法第14条第2号に規定する「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」
- ③ 耐震改修促進法第14条第3号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」

(3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状

市有建築物の中には、防災活動拠点となる施設、避難拠点となる施設及び多数の者が利用する施設などの防災上重要な建築物があります。

防災上重要な市有建築物のうち、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた建築物の耐震診断を実施し、その結果耐震性が不足していたもの全てに耐震改修等を実施したことから、耐震化率は100%です。

3 耐震化の目標の設定

平成28年4月に策定した計画では、住宅及び特定建築物の令和2年度における耐震化率の目標を95%として設定しました。

令和4年4月の改定にあたっては、基本方針や千葉県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震化率の目標を次のとおり設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和12年までに概ね解消することとします。

(2) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%です。

なお、特定建築物については、引き続き耐震化の促進に努めます。

4 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の情報公開

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%です。耐震診断結果についてホームページで公表しています。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 基本的な取組み

(1) 市民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

特に、特定建築物の所有者は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し、責任を持って建築物の耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければなりません。

また、エレベーターの閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、各種落下物の防止、天井などの脱落防止、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦の脱落・飛散防止等の安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

昭和56年以前に建築された住宅及び特定建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性に関する知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講じます。

市が所有する建築物について、エレベーターの閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、各種落下物防止、天井等の脱落防止の安全対策を講じるなど、地震時の安全対策を講じるように努めます。

2 助成制度の設置

耐震診断及び耐震改修は所有者自らが行う必要がありますが、耐震診断及び耐震改修には相当な費用負担を要するため、この軽減を図ることが課題となっています。

こうした課題を解消するため、助成制度を設置しています。

(1) 木造住宅への取組み

本市では、平成9年度より木造住宅耐震診断助成制度、また平成20年度より木造住宅耐震改修助成制度を設け、昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を助成しています。

今後は、これらの助成制度について、より一層の情報提供に努め、木造住宅の耐震化を促進します。

(2) 分譲マンション等への取組み

本市では、平成19年度より分譲マンション等の耐震診断助成制度として、また平成21年度より分譲マンション等の耐震改修助成制度を設け、昭和56年以前に建築された分譲マンションの管理組合等に対し、耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を助成しています。

今後は、これらの助成制度について、より一層の情報提供に努め、分譲マンション等の耐震化を更に促進します。

3 安心して相談できる環境整備

(1) 耐震・耐風相談窓口の設置

本市では、建築物の耐震・耐風化に関する相談窓口を建築指導課に設置しています。今後もこの窓口などで、耐震・耐風化に必要な情報提供を図ります。

(2) 木造住宅無料耐震相談会の実施

本市では、平成12年度より木造住宅の所有者等を対象に、耐震化の必要性に関する認識を高めるため、建築関連団体の協力を得て、無料耐震相談会を定期的に実施し、耐震化に向けた助言を行っています。

4 耐震改修促進法第6条第3項第2号により規定される道路の沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条第3項第2号により規定される道路は、建築物が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、本市における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するために、沿道に建つ建築物の耐震化の促進が必要な道路です。

本市では、耐震改修促進法第6条第3項第2号で規定する道路を「浦安市地域防災計画（令和3年度修正）」に基づく緊急輸送路とし、また、その沿道の建築物のうち、道路を閉塞させるおそれのある建築物を「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を促します。（資料-3参照）

5 地震時等の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物へのエレベーターの設置が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。

エレベーターとエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、本市においては、エレベーターとエスカレーターの報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるように促します。

(2) 各種落下物の対策

地震発生時には、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害をあたえることがあります。

このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の落下の危険がある部分について、落下対策をするよう促します。

また、特に通行人が多い場所の建築物の落下の恐れがある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。

こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項に特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号で、新たに天井脱落対策の基準が定められました。

このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分を有する建築物の所有者等に対し、その対策を講ずるよう促します。

なお、市有建築物については、全ての建築物に対策を講じています。

(4) ブロック塀等対策

地震時にブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

平成30年の大阪北部地震の際の被害を踏まえ、市では通学路に沿って設けられたブロック塀等の調査を行い、実態の把握を行うとともに、危険なブロック塀等の所有者等に対して改善を促しました。

今後も所有者等に対するパンフレットの配布などを通じて知識の普及に努めるとともに、教育委員会が行う通学路の安全点検の機会を捉えながら、定期的に調査を行い、危険なブロック塀等の撤去及び改善の指導を行います。

(5) 屋根の地震及び強風被害の対策

地震及び強風時において、緊結されていない、または緊結が不十分な屋根瓦は脱落、飛散しやすく、通行人に危害を与えることや近隣家屋に被害を与えることがあります。

今後は、相談窓口におけるパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、屋根の耐震・耐風化を促します。

6 密集市街地対策

市内の密集市街地においては、旧耐震の木造建築物が密集しており、防災上種々の問題を抱えていることから、住環境の改善とあわせ、市街地の防災性向上を図ります。

7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

本市では、認定制度の情報提供を行うとともに、種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続きを紹介し、耐震化の促進に努めます。

8 法による指導及び勧告・命令等

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表しています。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表しています。

公表を行っている項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言（平成25年11月25日付国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第3209号）に基づくものとしています。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めることとされます。耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行います。

イ 指示、公表

法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(3) 建築基準法による勧告又は命令の実施

指導及び指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかつた場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法による勧告又は命令を行います。

第4 情報提供に関する事項

1 地震防災マップの公表

地震防災マップは、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性等を記載した地図です。

本市では、「浦安市直下で発生するマグニチュード7クラスの地震を想定した震度分布図」と「内陸直下型地震（レベル2）による液状化危険度分布図」を掲載した、「浦安市防災マップ」を公表しています。

2 建築物の液状化対策

東日本大震災では、本市においても、液状化現象により甚大な被害が発生しました。このことから、市では液状化被害について、平成23年度の浦安市液状化対策技術検討調査委員会で検討した地盤調査結果を活用して液状化危険度予測図を作成し、公表しています。

また、平成25年度の首都圏直下地震モデル検討会（中央防災会議）の公表を参考に設定した浦安市直下地震をもとに、平成26年度浦安市防災基礎調査の成果としてとりまとめられた震度分布図をホームページで情報提供しています。

このほか、市内の地盤調査の結果や、専門家がまとめた液状化の基礎知識をホームページで紹介するなど、情報提供を行います。

3 情報提供の充実

（1）耐震相談窓口

耐震相談窓口では、建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修の実施に関して必要な情報の提供を行います。

表-7 耐震相談窓口

設置場所	相談内容
・浦安市都市政策部建築指導課 ・千葉県県土整備部都市整備局建築指導課	・耐震診断及び耐震改修の仕組み ・耐震改修促進法に関する説明 ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の説明
・千葉県住まい情報プラザ	・耐震診断及び耐震改修の相談先の案内 ・耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の案内
・（公社）千葉県建築士事務所協会市川・浦安支部 ・（一社）千葉県建築士会市川・浦安支部 ・（一社）日本建築構造技術者協会関甲信越支部 JSCE 千葉	・耐震診断及び耐震改修の技術的内容に関する相談 ・具体的な事例に基づく耐震診断及び耐震改修の費用に関する説明 ・耐震診断及び耐震改修を行う技術者の紹介

(2) 防災査察等の活用

消防部局と共同して行う防災査察等の機会を活用して、特定建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修に関する必要な情報の提供を行います。

(3) 耐震相談会の実施

建築指導課に設置した耐震相談窓口において、総合的な耐震化の相談に対応するほか、木造住宅の耐震性に不安を持っている方の様々な相談を受けるため、建築士による無料の耐震相談会を実施し、必要な情報提供を行います。

4 パンフレットの配布

建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するパンフレット、また自己診断方法、助成制度及び手続き等を内容とするパンフレットを耐震相談窓口で配布します。

【啓発用パンフレット】

○木造住宅

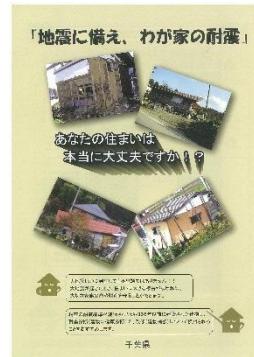
- ・誰でもできるわが家の耐震診断
- ・地震に備え、わが家の耐震

○瓦屋根の耐風

- ・あなたの家の瓦、緊結されていますか？

○その他

- ・建物もあなたと同じ健康診断
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律について
耐震診断・耐震改修のススメ
- ・天井の耐震改修のススメ～建築物における天井脱落対策～
- ・あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀などの点検を！
～安全なブロック塀を目指して～



5 自治会との連携

耐震化の促進を図るために、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

このため、自治会と連携し、建築物の所有者等に対して、耐震化の必要性に関する知識の普及、啓発を図るために、出前講座の開催やパンフレットの配布等を行い、きめ細やかな耐震化の促進に努めます。

6 関係団体との連携

県及び建築関連団体等との情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修を促進するための普及活動を行います。

【建築関連団体】

- 千葉県建築防災連絡協議会
- 千葉県特定行政庁連絡協議会
- 千葉県建築設計関連六団体連絡会議
 - ・(一社) 千葉県建築士会
 - ・(公社) 千葉県建築士事務所協会
 - ・(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
 - ・(一社) 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSKA 千葉
 - ・(一社) 千葉県設備設計事務所協会
 - ・(一社) 日本建築学会関東支部千葉支所
- 千葉県耐震判定協議会

7 広報紙及びホームページ等の活用

耐震相談会や耐震診断及び耐震改修に関する情報を広報紙やホームページ等に掲載します。また、関係団体等のホームページに掲載された耐震化に役立つ情報や事例について紹介し、より多くの情報を市民に提供します。